

朱熹における孝と諫め

松野敏之

序

自分を養い育ててくれた親に対して感謝の念を抱き「孝」を尽くすことは、儒教の重要な特徴の一つである。漢代以降、『孝経』が思想書として多くの人々を惹きつけ、「孝」について盛んに論じられてきた*¹。親への愛情を重視することは古今東西共通するものであるが、儒学において「孝」は特に重視され、祖先祭祀と密接に結びつき、孝心の篤い者は天地神明を感動させ、人事の及ばない幸福をも招き寄せることができると考えられた。有徳者を有徳者たらしめるものもまた孝であり、天子が孝を尽くすことで天下が安寧になるとさえみなされていた。ところが宋代以降、道学者たちは「孝」に過度な重みを持たせなくなっていく。後世に最も大きな影響を与えることになる朱熹（1130～1200）は、仁・理・性を強調したことにより、唐代以前のようにあらゆる道德の根本として「孝」をとらえるのではなく、孝は仁（理）に至るための端緒、仁（理）の用（はたらき）と位置づけた*²。「孝」が人倫の重要事項であることに変わりはないが、唐代以前に見られるような、天地万物をも動かすものとして強調するのではなく、五倫の実践道德の一つとして位置づけていくのである。

しかし、孝が実践道德として重視されるようになり、朱熹における孝の位置づけが相対的に低くなっているとすれば、具体的な孝の行為に対する考え方に違いが見られるのか否かということが次なる問題となってくる。本稿では朱熹の孝に対する見解の一端として、諫めという問題に注目してみたい。父母に過ちがあった場合、子として諫めるべきかどうか。そもそも父母を諫めることはよいのか、もし諫めた結果、父母が聞き入れてくれなかった場合どうすべきなのか。経書には「人臣たるの礼、^{あら}顕はに諫めず、三たび諫めて聴かれざれば、則ち之を^さ逃る。子の親に事ふるや、三たび諫めて聴かざれば、則ち号泣して之に従ふ。」（『礼記』曲礼）と、諫めが聞き入れられなかった場合、君主の場合はその君のもとを去る、しかし親の場合は号泣して従うとある。一方で、「父に争子有れば則ち身 不義に陥らず、故に不義に当たりては則ち子は以て争はざる可からず」（『孝経』諫諍章）と、父のためには争ってでも諫めなければならぬともされる。あるいは『孟子』告子章句下に基づいて、親の過ちが小さな場合には諫めず、親の過ちが大きい場合には諫めるという考え方をするものもあった。経書や古典の中には相反する教えが収められていることもあり、後世の人々ほどの経書のどの文章に注目するかによって主張を変えていくことにもなる。本稿では、朱熹の考えた孝を検討する

ために、経書解釈として『論語』里仁篇・「幾諫」章（18章）の解釈と朱熹の『小学』にどのような孝の話題を収めたのかということを取りあげる。孝と諫めを結びつけることは、先に挙げた『礼記』や『孝経』などに見られるものであるが、『論語』「幾諫」章は朱熹が先儒の解釈がどれも誤っていると考えたものであり（『論語或問』巻4）、朱熹の特長がうかがえるものである。また、『小学』は童蒙（十五歳以下の子供）のために孝や敬^{つし}みに関わる経書の教えとその実践例を収めた書である。朱熹は『小学』においてどのようなことを孝として想定していたのか。漢唐以来の孝とは異なる捉え方をしていた朱熹が、どのように実践道徳としての孝を考え、何を提示していったのか。その一端として、朱熹の孝と諫めについて検討を試みたい。

—

父母に過ちがあると思われる場合、どのように諫めるべきか。先行研究では、君主権の伸張・拡大に応じて儒家が「微諫」から「強諫」に変化したことを指摘するものもある^{*3}。儒家は君主に対しては強く諫めることが多いが、父母に対しては唐代頃にはそれとなく諫める「微諫」から、はっきりと強く諫める「強諫」に変わっていったとみるのである。『論語』里仁篇・18章に見える「幾諫」も、「微諫」と同じとされるが、具体的には「微諫」「幾諫」はどのような諫め方であると考えられていたのか。『論語』里仁篇・18章の全文は次の通りとなる。

子曰く、「父母に事ふるには幾諫す。志の従はざるを見ては、又た敬して違はず、勞して怨みず」と。^{*4}

父母に対しては「幾諫」すべきで、父母が従わないようであれば、さらに敬^{つし}み深くして逆らわず、労働^{*5}をさせられたとしても恨まないという。この「幾諫」をどう解釈するかが問題となる。鄭玄（127～200）は、包咸の解釈を採用して次のように注を附した。

包〔包咸〕曰く、「幾とは、微なり。当に微諫して善言を父母に納るべし」と。^{*6}

『礼記』には、他者にもはっきりと分かるように諫める「顯諫」（曲礼篇）とそれとなく諫める「微諫」（坊記篇）とが見える。包咸・鄭玄もこの対比関係から「幾諫」を「微諫」のこととし、遠回しに諫めることと解釈するのであろう。諫める対象である父母に対して遠回しに、あるいはひそかに諫めることとなる。孔穎達等の手になる『論語正義』も「幾諫」について、「幾は、微なり。父母に過ち有れば、当に微かに善言を納れて以て父母を諫むるなり。」と解釈しており、やはり言葉

を選びながら遠回しに諫めることであるとする。しかし、宋代以降の道学においては、鄭玄等の解釈は一般的ではなかったようである。「幾諫」を「微諫」とすることは同様であるが、鄭玄らのように「微かに諫む」と解釈するのではなく「微にして諫む」、すなわち過ちが微かな時に諫めることと解釈されていた。たとえば、程顥・程頤に師事した楊時（1053～1135）は、次のように述べる。

「意に先んじて志を承け、父母を諭すに道を以てす」〔『礼記』祭義篇〕とは、所謂幾諫なり。幾にして諫むるは、則ち父母の過ち未だ形れず。^{いはゆる}*7

『礼記』祭義篇に、「君子の孝を為す所の者は、意に先んじて志を承け、父母を諭すに道を以てす」とあり、楊時はここと「幾諫」を結びつける。「幾」とはまだ過ちが顕在化していない段階のこと。父母の過ちがまだはっきりとは形成されていない段階で、先んじて諫めることを「幾諫」と解釈した。

朱熹『論語精義』に収める道学者たちの解釈も、楊時と同じ方向性にある。『論語正義』には、「范〔范祖禹〕曰く、幾諫とは、微を見て諫むるなり。之を微に諫むるは、^{あらは}著るを待たざるなり」*8、「呂曰く、幾を見て諫め、犯すに至らず。意に先んじて志を承け、父母を道に諭すの謂ひの如し」*9、「謝〔謝良佐〕曰く、……幾諫は、其の微に諫むるなり」*10と見える。「幾諫」は、『礼記』祭義篇の「意に先んじて志を承け」と関連させて考えられ、父母の過ちがまだはっきりとあらわになっていない段階で諫めることとされた。

これらの解釈を受け、朱熹は『論語集注』において次のような解釈を示す。

此の章 ^こ内則の言と相ひ表裏す。“幾”は、微なり。微諫とは、^{いはゆる}所謂父母に過ち有れば、^{まいご}氣を下し色を怡ばし、声を柔かにして以て諫むるなり。「志の従はざるを見ては、又た敬して違はず」とは、所謂諫め若し入らずんば、敬を起し孝を起し、悦べば則ち復た諫むるなり。「勞して怨みず」とは、所謂其の罪を郷党州閭に得んよりは、寧ろ熟諫せよ。父母怒りて悦ばず、而して之を^{むちう}撻ち血を流すとも、敢へて疾怨せず、敬を起し孝を起すなり。^{よろこ}*11

朱熹は『礼記』内則の「父母に過ち有れば、氣を下し色を怡ばし、声を柔かにして以て諫む。」の一章と関連させて解釈する。朱熹は「幾諫」を、おだやかに諫めるという態度のこととしたのである。朱熹以前の道学者たちが『礼記』祭義と関連させて、父母の過失を未然に防ぐために諫める、と諫める時機の問題として捉えていたのとは異なる。朱熹自身にも、自分の解釈が従来のものとは異なるという自負があり、『論語或問』には多くの注釈家たちが「幾諫」を「微を見て諫む」と解釈していることについて、「其の説も固より善し」としながらも、

しかしこの章は『礼記』内則の文章と関連させて解釈すべきであると答えている*¹²。朱熹の解釈は一見、鄭玄らの解釈と似ているが、鄭玄らは「善言を父母に納る」という表現の通り、諫める時の言葉を重視した解釈になっている。それに対して朱熹は『論語』の「幾諫」章と『礼記』内則篇の文章とを結びつけ、言葉だけでなく諫める子の側の態度を問題とする。そして朱熹の解釈が広まると、『論語』幾諫章は当然のように『礼記』内則の文章と関連させて理解されるようになっていく。

二

朱熹が四書として重視した『孟子』にも、諫めと関連して解釈される話題がある。『孟子』告子章句下・3章は、孟子の弟子である公孫丑が『詩経』の「小弁」と「凱風」を話題に挙げ、孟子が親の過ちの大小で解説したものである。孟子は次のように述べている。

「凱風」は親の過ち小なる者なり、「小弁」は親の過ち大なる者なり。親の過ち大にして怨まざれば、是れ愈いよ疏なり。親の過ち小にして怨むは、是れ磯す可からざるなり。愈いよ疏なるは不孝なるも、磯す可からざるも亦た不孝なり。孔子曰く、「舜は其れ至孝なるかな、五十にして慕ふ。」と*¹³

『詩経』の「凱風」が親を怨まずと詠い、「小弁」が親を怨むと詠っていることを対比する。「凱風」の場合は、親の過失が小さなものであるから怨むことはなく、「小弁」の場合は親の過失が大きなものであるから怨みを抱いたとする。もし過失が大きいのに親を怨まないようであれば、それは親を疎遠に思っていることに過ぎない。逆にもし過失が小さいのに怨むのは「磯す可からず」とする。この「磯す可からず」の解釈が問題となるのであるが、後漢の趙岐によって“磯”は激（ぶつかる）のこととしたこと以外、歴代の『孟子』の注釈家たちは明快に解釈しているとはいいがたい。その中で、『十三経注疏』に採用された北宋の孫奭は次のように解釈した。

“磯”と云ふ者は、蓋し磯激なり。微切にして以て之に感激し、以て幾諫するがごとき者なり。譬へば石の水に激するに、其の流れに順ひて之に激するがごときのみ。今乃ち親の幾諫す可からずと謂へば、安んぞ孝子と謂ふを得んや*¹⁴

「磯」とは水がぶつかることであり、ゆるやかにぶつかりながら「幾諫」することであるという。それは例えば、石が川の流れによってあちこちにぶつかりつ

つも進んで行くように、親の小さな過ちを徐々に少しずつ正していくことだという。そのため孫奭によれば、孟子の発言の意図は、過失が小さいのに怨むのは、幾諫できていないからであり、子として親の過ちを幾諫しないようであれば、それは孝とは言えないというのである。

このような解釈がある中で、朱熹は『孟子集注』では次のように解釈した。

“磯”は、水の激石なり。“磯す可からず”とは、微かに之に激して遽かに怒るを言ふなり。^{*15}

“磯”とは、川の流れにあってぶつかる石のことであり、わずかにぶつかっただけで急に怒り出すことであるという。すなわち朱熹は、孟子は親の些細な過ちに対して、急に怒り出すようでは孝子とは言えないと解釈するのである^{*16}。怒りという観点での解釈は他にも見られるものであり^{*17}、前節に挙げた『論語』幾諫章ほど朱熹が独特の解釈をしたわけではないが、諫めと関連して解釈されることのある『孟子』の一節も、朱熹は親の些細な過ちに対して急に怒り出すようなことをすべきではないと解釈する。『孟子』の主眼は「親を怨む」ことにあるものであるが、本章もまた子としての態度に注目して解釈しているとも言える一節である。

三

朱熹の『論語』幾諫章の解釈は、父母に対してどのように諫めるか、子の態度というものを注目させることとなる。朱熹の教えを受けた門人にその影響はうかがえるのであり、たとえば『朱子語類』巻27・126条では鄭南升が朱熹に対して次のような問いを発している。

“幾”は、微の意であり、微諫とは、気を落ち着けて容貌を楽しそうに保ち、声を和らげて諫めることとあります。親を深く愛する孝子は、親の過失を諫める時であっても、自分の正しさを押しついたりせず、言葉や態度を柔和に保つものだと理解できます。……これは聖人が天下の子たるものに教えたことが、ただ平時においてやわらいだ顔つき（愉色）、おだやかな様子（婉容）を心がけるというだけでなく、親のあやまちを諫める時に当たっても、そうあるべきことだと思います。（このように考えることはいかがでしょうか。）^{*18}

『論語』幾諫章について、朱熹の集注を敷衍した鄭南升の解釈である。朱熹はこの鄭南升の見解に対し、「推し得て也た好し」と端的に返事をしたことが記さ

れるが、朱熹もうまく類推できていることを認めた見解ということになろう。鄭南升は“幾諫”がおだやかに諫めることの意であるとすれば、子としては平時から温和であることが重要なものより、諫める時であってもやわらいだ顔つき（愉色）、おだやかな様子（婉容）を保つことが重要であると類推した。「愉色」「婉容」は、『礼記』祭義篇に見える語で、「孝子の深愛有る者は、必ず和気有り。和気有る者は、必ず愉色有り。愉色有る者は、必ず婉容有り」とある。父母を深く愛する孝子は、和やかな雰囲気（和気）・やわらいだ顔つき（愉色）・穏やかな様子（婉容）であるといい、鄭南升はこの孝子の様子を諫める時の態度でもあると理解し、そのように解釈するのはどうかと朱熹に尋ねたのである。朱熹が父母を諫める際の態度を問題としたことによって、門人にもそれが浸透し、さらには後世になると、穏やかに諫めることが孝であるということが当然のように認識されるに至る。

また、父母への諫めをおだやかに行うことについては、『論語』幾諫章だけの解釈に留まるものではない。経書の解釈に関して朱熹が門人たちに補足説明したことが『朱子語類』に記録されているが、たとえば『論語』学而篇・2章の「有子曰く、其の人たるや、孝弟にして上を犯すを好む者鮮し^{すくな}」については、父母に対して諫めを行うこと自体が「上を犯す」（目上の方を侵害する）ことになるのではないかと考えた門人もいたようである。『朱子語類』巻20・64条には次のような問答が記録される。

質問「子として父母を諫めることは、或いは父母の怒りを招くこととなります。それでは（諫めは目上の人を）侵害することとなるのではないのでしょうか。」

朱子「この諫めは孝の一つであり、どうして侵害することとなろうか。諫めというものは、もとより“気を下し、色を怡ばし、声を柔かにして以て諫む”というものであり、侵犯することとは違うものである。」（記録者は沈僴）*19

「孝弟にして上を犯すを好む者鮮し^{すくな}」ということからすれば、目上の父母を諫めること自体が「上を犯す」ことではないかと質問したところ、朱熹からは諫めも孝の一つであることと、諫める際の態度が『礼記』内則の「気を下し、色を怡ばし、声を柔かにして以て諫む」の通りであれば、「上を犯す」こととは異なると説明する。

朱熹は君臣関係においては、臣が徹底して君を諫めることを重視したが、父母への諫めにおいては、諫める側の子の態度を問題とした。このような見解は、孝の話題を収めた『小学』にも影響を与えることになる。

四

朱熹が『小学』の序文となる「小学書題」を著したのは淳熙14年(1187)であるが、『小学』の編集を集中的に行なったのは淳熙11年(1184)秋冬頃から翌12年の春頃にかけてである*²⁰。『小学』は全六巻から成り、先秦の文章を内篇(巻1～巻4)、漢以後の文章を外篇(巻5・巻6)として編纂した。内篇には、劉清之が集めた文章も多くあったであろうが、外篇は朱熹の補充になるものであり、また全体の構成や章の節略も朱熹が行っている。『小学』の配列の核となるのは、「立教」(人として学ぶべき教え)、「明倫」(人間関係の探求)、「敬身」(我が身の敬み)の三つで、それぞれが巻1・立教篇、巻2・明倫篇、巻3・敬身篇に配されている。巻4～巻6は経書や史書などの文献からそれぞれ「立教」「明倫」「敬身」の実例を取めており、巻4「稽古篇」は漢代以前の立派な言行、巻5「嘉言篇」は漢以後の訓話、巻6「善行篇」は漢以後の見習うべき行動を取める。端的に言えば、巻1～巻3が理論篇、巻4～巻6が実例集に相当する。

『小学』は、経書や史書から朱熹が適切だと考える文章を収集し、編纂した書である。そのため、引用文の集成に過ぎないと軽視されることもあるが、膨大な経書・史書の文献からどのような話題を選択するか、ここに編纂者の意図が大きく働くことになる。そもそも漢代以来の経書である五経にしても、相反する記述は多く、どこに着目するかで主張も大きく変わってくる。たとえば、古代の聖天子舜は、『尚書』においては人格・政治手腕ともに秀れた聖天子として記されているが、『孟子』には舜が「告げずして娶る」(親に内緒で結婚した)と否定的に考える者の見解も見受けられる。さらに六朝時代、異民族王朝が統治するようになると、舜の出自が注目され、舜は異民族出身であるにも拘らず、中華を統治した天子として敬慕される。異民族王朝にとっては、舜の存在によって自分たちが中華を統治する根拠につながるからである。中華の聖天子であった舜が、異民族出身でありながら中華を治めた聖天子とみなされることもあったのである。「諫め」においても、経書のどの文章に注目するかで、全体として描くイメージは異なってくる。

『小学』を貫くのは「孝」と「敬」と言われる通り、「明倫」で示された五倫(父子・君臣・夫婦・長幼・朋友)のうち、父子(孝)に関する引用が最も多く、また君臣・夫婦・長幼であっても孝に関わる話が随所に織り込まれている。父子(孝)に関わるのは、明倫篇第1章～39章であり、父母への孝養(1～15章)、父母没後の親族への敬愛(16～20章)、諫め(21～23章)、看病(24～25章)、葬喪・祖先祭祀(26～33章)、通論(立身・不孝等)(34～39章)と分類できる。父母に対する諫めを明確に孝のこととして位置づけているのである。

『小学』巻2・明倫篇の21章には『礼記』祭義篇と『大戴礼』曾子大孝篇に見

える「父母過ち有れば、諫めて逆はず」を、23章には『礼記』曲礼篇の「子の親に事ふるや、三たび諫めて聴かれざれば、則ち号泣して之に従ふ。」を、そして22章には『論語』幾諫章で引用された『礼記』内則篇の次の文章を挙げている。

内則に曰く、父母に過ち有らば、気を下し色を怡よろこばし、声を柔かにして以て諫む。諫めも若し入らずんば、敬を起し孝を起し、説よろこべば則ち復た諫む。説よろこばざれば、其の罪を郷党州閭に得んよりは、寧ろむし執諫せよ。父母怒りて説よろこばずして、之を撻むちうち血を流すとも、敢へて疾怨せず、敬を起し孝を起す。^{*21}

父母に過ちがあると考えられる場合、怒気などをぶつけることはせず、あくまでおだやかな表情、柔らかな声で諫める。それでももし聞き入れられなければ、敬つつしみと思いやりの心（孝）によって指摘しやすい関係をつくり、再び諫めていく。親のあやまちが地域や社会の問題となるよりは、じっくりと諫めていくこと（執諫）が望ましい。それでも父母が子の指摘によって怒りをあらわにした場合、たとえ鞭打ちを受け、血を流すようなことになっても親への思いを変えることはない。親子であるからこそ指摘しがたいこともあるかもしれないが、親のあやまちをただすことも孝であり、どのような表情・様子で諫めるべきかを子としては心得なければならない。

そして明倫篇の通論には、100章に『孝経』の「父に争子有れば、則ち身不義に陥らず。故に不義に当たりては、則ち子は以て父に争はざる可からず」を、101章に『礼記』檀弓上の「親に事へては、隠すこと有りて犯すこと無し」を掲載する。諫めについては、他に『論語』や『孟子』などにも見られるものであるが、朱熹が明倫篇で引用したのは『礼記』『大戴礼』『孝経』からであった。これらで孝の一端としての諫めを表したのである。

五

諫めについては、父母に対してよりも君に対することの方が問題とされてきた。君主に対する諫めは国政を誤らせないためであり、全身全霊をかけて諫める臣も現れてくる。官僚制のなかに諫官が置かれていることや、唐代の科挙制に「直言極諫科」が設けられたこともその現れであろう。聖賢の教えとしては、『孝経』諫諍章に「子は父の命令に従うことが孝であるか」との曾子の問いに対し、孔子は争臣と争子の重要性を答えとしている。「昔者、天子に争臣七人有れば、無道いへどと雖も、其の天下を失はず」と、天子の過失を諫める臣下が7人いれば、たとえ天子が道から外れたことをしたとしても、天下国家を失うような事態にはならないと述べるのである。それと同様に、「父に争子有れば、則ち身不義に陥らず」と説かれるのであるが、いずれにせよ争臣の方が注目され、臣が君を諫めたとい

う話は数多く語られてきた。

『小学』においても、巻4・稽古篇で先秦の文献に見える君臣関係の実例としてまず紂王を諫めた比干（23章）と武王を諫めた伯夷叔齊（24章）の話が挙げられている。君主に対する諫めの話柄には事欠かないのであるが、父母に対する諫めの実例はあまり多くないようである。『小学』巻6・善行篇・34章^{*22}に次の文章を収める。

王祥の弟覽、母朱氏、祥を遇すること無道。覽年数歳にして、祥の楚撻せ被るを見れば、輒ち涕泣して抱持す。成年に至りて、毎に其の母を諫む。少しく凶虐止む。朱屢しば非理を以て祥を使へば、覽 祥と俱にす。又た祥の妻を虐使すれば、覽の妻も亦た趨りて之と共にす。朱 之を患へ乃ち止む。^{*23}

『晋書』卷三十三に見える王覽の話である。王祥は『二十四孝』の一人に挙げられ、孝子として知られる。母のいいつけに従い、真冬に生魚を取りにいったが、池には厚い氷が張られていた。母のことを思い嘆いていたところ、王祥の孝心が天地自然を動かし、氷の下から二匹の鯉が飛び出してきたという逸話で知られる。『小学』にも王祥の話は収めている。その王祥の弟、王覽もまた孝子として逸話が伝えられている。兄王祥は先妻の連れ子、王覽は母（朱氏）の実子と言われる。兄に対する扱いが酷い母朱氏に対し、子どもの頃には兄が鞭打たれると泣いて兄を抱きかかえ、成人してからは母を諫め続けた。しかしそれでも母の兄に対する扱いは変わることなく、言葉による諫めだけではなく行動で示すようになる。母が兄王祥に理不尽な扱いをすれば自分も兄と行動をともし、またそのような行動は王覽の妻にも及び、王祥の妻がひどい扱いを受ければ、王覽の妻も走って行って同じ行動をしたという。王覽夫妻が兄夫妻を思う行動により、ついに母朱氏も行動を改めたとある。朱熹が王覽の話を幾諫の例と見ていたかどうかは分からないが、兄を虐使する母を諫め、結果として止めさせることに成功したのが王覽である。

君臣の場合、いかに激烈に諫めを行ったかということが美談として語られるかもしれないが、父母に対する諫めは語られ難いものである。いわゆる孝子譚として語られてはこなかった。孝子の話を収めた書としては『蒙求』や『孝子伝』『二十四孝』などが知られる。朱熹が『孝子伝』や『二十四孝』を見ていたか定かではないが^{*24}、そこでは命を狙われながらも父母に孝を尽くす舜、赤子のふりをして親を楽しませる老萊子、親のために無理難題に答える王祥や孟宗、戦災から母を守った江革、身命をなげうって父の遺体を発見した曹娥、幼い頃に離ればなれになった母を五十年の歳月を経て探し出した朱寿昌など、父母の要求をなんとかし

てかなえようとし、あるいは父母を戦災・災害からなんとかして守ろうとしたことが孝子譚としては語られる。父母への諫めは、孝子譚としては非常に少なく、宋代の呂本中『童蒙訓』や呂祖謙『少儀外伝』などの童蒙書にも話題とされていない^{*25}。そのような中で、朱熹は『小学』明倫篇において、自覚的に諫めを孝のこととして編集したのである。

結

父母への孝は多岐にわたる。父母を慕い信愛することはもとより、いかに父母を喜ばせ、父母に孝養を尽くすか、あるいは亡き父母や祖先に対しては謹んで祭祀を行なうことも孝であり、自分が父母・先祖から命を受け継いでいることを自覚し、自己を確立していくことも孝である。さらなる問題としては、父母が愛する人々をどうするか、そしてもし父母に過ちがあった場合にはどうすべきなのか。その過ちによって父母が地域・社会から非難されないよう、諫めていくこともまた孝とされてきた。

諫めは、儒学において重視されてきたものである。君主に対しては徹底して諫めることを推奨し、自分の身命を棄てて諫めをおこなった人々の話が美談として語り継がれている。しかし、父母への諫めはまた異なる。諫めてみて聞き入れられなかった場合、父母の意向にそのまま従うべきか、それとも父母が地域や社会から非難されるよりは徹底して諫め続けるべきかどうか、迷いはつきない。『論語』の「幾諫」章では、鄭玄や正義などのように言葉を選んで遠回しに諫めることと解釈されたり、あるいは宋代道学者たちのようにまだ過失が顕在化する前に、未然に諫めることと解釈されたりしていた。朱熹はこれら従来の解釈とは異なり、『礼記』内則篇の文章と「幾諫」章を関連させて解釈する。そうすることにより、諫める際の言葉でも、諫める時機でもなく、諫める子としての態度を問題としたのである。どのような様子、どのような声で諫めるべきか、父母に対してはただはっきり言えばよいわけではなく、諫めを聞き入れてもらいやすいように温和な態度で臨むべきことを強調する。

朱熹のこのような見解は、『小学』のような訓蒙書（童子の教育を想定して編纂された書物）にも、父母に対する諫めを孝のこととして掲載するに至る。父母に対してはいかに孝養を尽くすか、あるいは父母亡き後いかにふるまうか、葬喪祭祀の大切さなどとともに、父母を諫めることもまた孝であるとした。孝や諫めの言説は、もとより経書に見られるものではあるが、矛盾するような句もあるなかで、朱熹は父母を諫めることもまた孝であることを強調したのである。

ただ、朱熹の解釈は後世になると広く浸透していくようになるが、親を諫めることについてはなお否定的な見解もある。一例であるが、明末に『孝経集伝』を編纂した黄道周は、『孝経』巻4に引用する諫諍章において、古えの礼に「諫諍の礼」

などないと述べる。諫めることによって親の信を失うよりも、諫めないことによって親との信を築く方が重要であるとみなすのである。朱熹以後、諫めることが必ずしも孝であると認識されるわけではなく、なお孝と諫めには葛藤も見受けられるのである。その一方、朱子学を受容した日本では、諫めを孝のこととしてみなす見解がある。たとえば『本朝孝子伝』では、平重盛を孝子として採りあげるが、それは父清盛を諫め、清盛が篡奪・弑虐の罪より免れさせたことを評価するからである*²⁶。孝とは何か。どのような行為を孝として見られているか。朱熹により諫めもまた孝の実践道徳として自覚されていくことになった。

〈註〉

- 1 桑原隲蔵『中国の孝道』（講談社、1977年7月）、津田左右吉「儒教の実践道徳」（『津田左右吉全集』第十八巻、岩波書店、1965年所収）、加地伸行『孝研究——儒教基礎論（加地伸行著作集Ⅲ）』（研文出版、2010年10月）参照。
- 2 朱熹には『孝経刊誤』の著もあるが、それは唐代までの孝と治世を結びつけるような大きな価値を認めたものではなく、個人の問題としてとらえなおそうとしたものである。
- 3 林秀一「儒家の諫諍論について—特に子が父を諫諍する場合を中心に—」『東京支那学報』12号、1966年6月、森熊男「儒家の諫諍論—その変化の背景—」『岡山大学教育学部研究集録』40号、1974年参照。
- 4 子曰、事父母幾諫。見志不從、又敬不違、勞而不怨。
- 5 清の王引之は「勞」を「憂」の意に解す。その場合は、「勞して怨みず」は、父母を心配するが怨まないとなる。
- 6 包曰、幾者、微也。當微諫納善言於父母。
- 7 先意承志、喻父母以道、所謂幾諫也。幾而諫、則父母之過未形焉。なお、引用文中の〔 〕は筆者の補注。以下、同じ。
- 8 范曰、幾諫者、見微而諫也。諫之於微、不待于著也。
- 9 呂曰、見幾而諫、不至於犯。如先意承志、喻父母於道之謂。「呂」は、呂大臨のことか。
- 10 謝曰、……幾諫、諫於其微也。
- 11 此章與内則之言相表裏。幾、微也。微諫、所謂父母有過、下氣怡色、柔聲以諫也。見志不從、又敬不違、所謂諫若不入、起敬起孝、悅則復諫也。勞而不怨、所謂與其得罪於鄉黨州閭、寧熟諫。父母怒不悅、而撻之流血、不敢疾怨、起敬起孝也。
- 12 『四書或問』卷9に、「或問、諸家幾諫之說、多以為見微而諫者、如何。曰、其說固善矣。然此章之語、乃内則之節文耳。以彼文考之、則正所謂下氣怡色、柔聲以諫者、而曲禮亦有不顯諫之文焉則為證也」とある。
- 13 凱風親之過小者也、小弁親之過大者也、親之過大而不怨、是愈疏也。親之過小而怨、是不可磯也、愈疏不孝也、不可磯亦不孝也、孔子曰、舜其至孝矣、五十而慕。

- 14 云磯者、蓋磯、激也。若微切以感激之、以幾諫者也。譬如石之激水、順其流而激之耳。今乃謂親之不可幾諫、安得謂孝子乎。
- 15 磯、水激石也。不可磯、言微激之而遽怒也。
- 16 朱熹の解釈としては、『四書大全』に引かれた朱熹の発言とされる「親之過小、則特以一時之私心、而少有虧于父子之天性、若此而遽怨焉、則是水中不可容一激石。一有激石、則叫號而遽怒矣。此之謂不可磯。」を参考にした。
- 17 先に引用した孫奭にも見られる。
- 18 幾、微也。微諫者、下氣怡色、柔聲以諫也。見得孝子深愛其親、雖當諫過之時、亦不敢伸己之直、而辭色皆婉順也。……此聖人教天下之為人子者、不惟平時有愉色、婉容、雖遇諫過之時、亦當如此。
- 19 問、「人子之諫父母、或貽父母之怒。此不為干犯否。」曰、「此是孝裏面事。安得為犯。然諫又自下氣怡色柔聲以諫、亦非凌犯也。」
- 20 『小学』については、劉清之が編集したことを重視する見解もあるが、現在伝わる『小学』は朱熹の編纂方針に基づいて著された書である。拙稿「朱熹『小学』編纂考——劉清之小学書からの改修に関して——」『論叢アジアの文化と思想』13号(2004年12月)参照。
- 21 内則曰、父母有過、下氣怡色、柔聲以諫。諫若不入、起敬起孝、說則復諫。不說、與其得罪於鄉黨州閭、寧孰諫。父母怒不說、而撻之流血、不敢疾怨、起敬起孝。
- 22 善行篇・34章は、兄に対する悌の実例として収めたものであるが、『小学』に収める五倫はすべてにわたって孝に関わる話柄が多い。たとえば、夫婦の話題であれば、夫婦がお互いに思い合うような話題が想定されるが、『小学』には、婦人がいかに義母に孝養を尽くしたかというような話が採りあげられている。
- 23 王祥弟覽母朱氏、遇祥無道。覽年數歲、見祥被楚撻、輒涕泣抱持。至於成童、每諫其母。少止凶虐。朱屢以非理使祥、覽與祥俱。又虐使祥妻、覽妻亦趨而共之。朱患之乃止。
- 24 『二十四孝』には三系統あることが指摘されている。『二十四孝詩選』と『日記故事』は元明の編纂となるが、『孝行録』前賛は北宋期には成立されていたと推測されている。徳田進『孝子説話集の研究—二十四孝を中心に—』(井上書房、1963年12月)、黒田彰『孝子伝の研究』「二十四孝の研究」(思文閣出版、2001年9月)、金文京『『孝行録』と「二十四孝」再論』『芸文研究』66号(1994年7月)参照。
- 25 司馬光『家範』には諫めに関する文章が収められている。経書に見える話題を列挙するという書籍の性質に基づくところも大きいですが、おそらく朱熹も参照していたであろう。拙稿「宋代訓蒙書と朱熹『小学』」『國學院雜誌』117巻11号(通巻1315号)、2016年11月参照。
- 26 『本朝孝子伝』公卿三に、「公姓平、諱重盛、相国清盛之長子也。清盛跋扈、動輒犯上。遂乃至於動甲兵竄廷臣、將有事于法住寺殿。公深憂之、規箴尤切、忠言無所不至。清盛繇是免陷篡弑之罪、其孝不亦大乎。」とある。